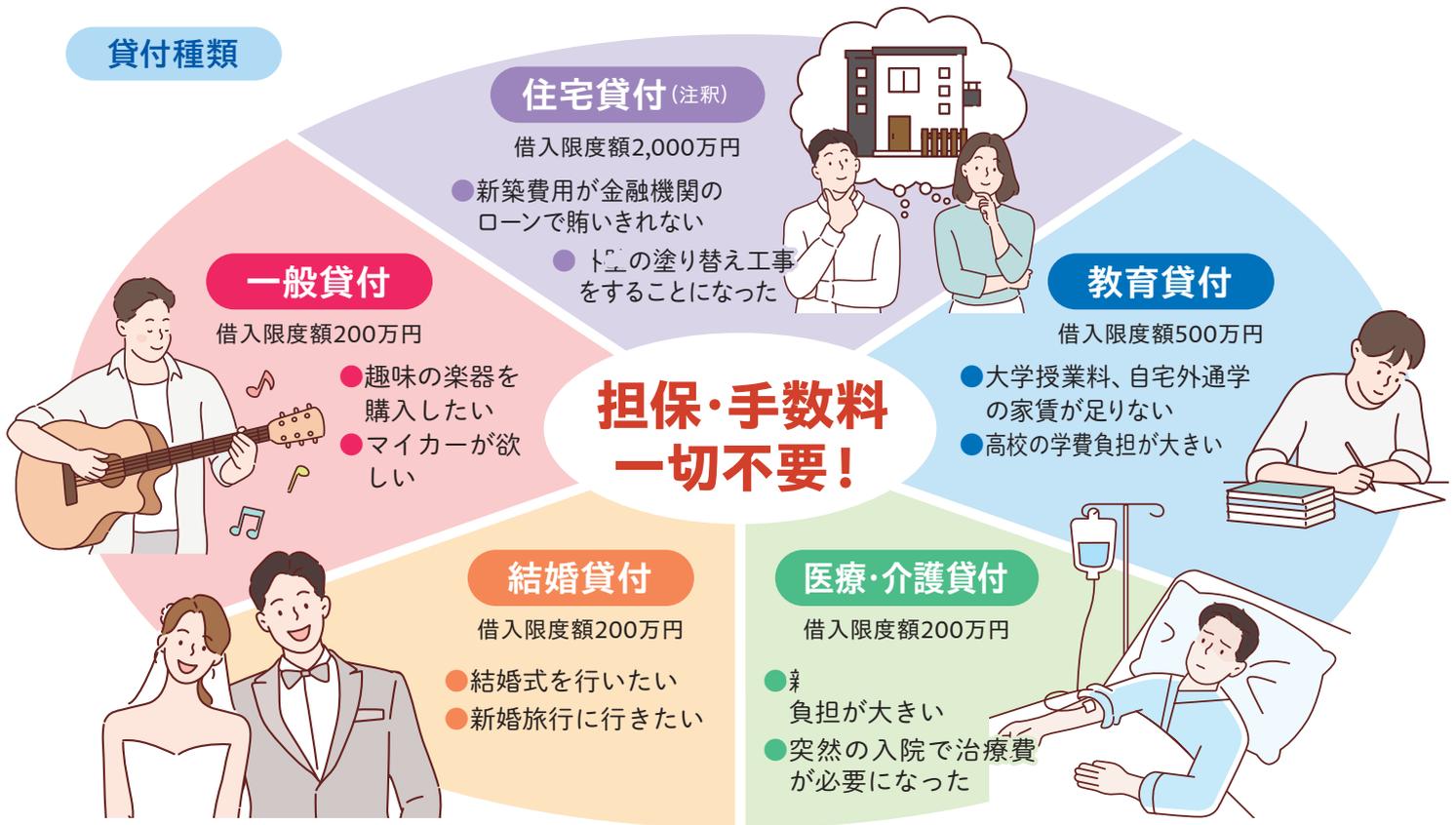


臨時の資金なら 私学事業団の貸付制度

加入者が臨時の資金を必要とする場合に貸付制度があります。
申し込みや償還の手続きは、すべて学校法人等を通して行うことになります。



(注釈) 被災した場合には、災害貸付及び特例住宅貸付があります。

貸付利率

災害貸付以外の5種類の貸付は変動利率です。
災害貸付及び特例住宅貸付の利率は、被災日に応じた固定利率です。
現在の利率は私学共済ホームページで確認してください。



◀現在の貸付利率はこちら

貸付けの申し込みができる人

種類	申込要件
一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付	申込月時点で加入期間が引き続き1年以上ある加入者
住宅貸付 (特例住宅貸付を含む)	申込月時点で年金等給付の加入期間が引き続き5年以上ある加入者 (注釈)

(注釈) 住宅貸付を申し込める人は加入期間を満たすほか、退職手当の支給があることが要件です。

申込締め切り日と送金日

申込締め切り日 (注釈1)	送金日 (注釈2)
前月16日～当月15日	翌月2日
当月16日～末日	翌月22日

(注釈1) 15日又は月末が土・日・休日の場合は、その直前の平日に繰り上がります。締め切りは、私学事業団に提出書類が不備のない状態で到着したものに限り、余裕をもって提出してください。

(注釈2) 2日又は22日が土・日・月末の場合は、その直後の平日に繰り下がります。

裏面もご覧ください▶▶▶

貸付金の受け取り

貸付金は、送金日に所属する学校法人等口座宛てに送金します。

(注釈) 指定口座の登録がお済みでない場合は「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」にて登録の手続きをしてください。

団体信用生命保険制度(団信)

団体信用生命保険とは、住宅貸付の借受人が返済中に万が一、**死亡・高度障害**となった場合に、**貸付金残高(債務)相当額が保険金として支払われる**制度です。



団信に入っていてよかった！！

教育費がかさみ、脱退を検討。手続き間際に、脳梗塞を発症し、高度障害に。団信に加入中であつたため、住宅貸付は保険金で完済でき、個人加入の保険で生活再建ができた。

貸付けの償還(返済)

学校法人等は、借受人の給与から償還額を控除し、私学事業団へ払い込みます。

毎月の定期償還は借り受けた月から始まります。借受人に資金の余裕ができたときは、申し出により一部又は全部を繰り上げて償還をすることができ、完済までの期間を短縮することができます(任意償還)。

また、加入者資格を喪失するときは、**残額を一括返済(即時償還)**することとなります。

学校法人等は償還額を退職手当等から必ず控除し、退職手当等が償還額より不足している場合には、借受人から不足額を預かり、学校法人等が私学事業団に払い込んでください。

借り換えが頻繁な場合や貸付残高が多額の場合、審査時に償還の確実性を確認できる書類を求めることがあります。

学校法人等は、申込人が最後まで償還できるかどうか確認のうえ、申込書類を提出してください。無理なく償還できるよう計画的なご利用をお願いします。

貸付設定額(貸付金額・償還回数・1回当たりの償還額)は「償還額早見表」をご参照ください。

私学共済ホームページ ▶ 私学共済事業のご案内 ▶ 福祉事業 ▶ 加入者貸付 ▶ 償還額早見表(1回当たりの償還額)



事務担当者向けに「加入者貸付ガイド」を掲載しています。

私学共済ホームページ ▶ 私学共済事業のご案内 ▶ 刊行物 ▶ 事務担当者向けの刊行物

